

東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令要綱

第一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての法の規定の適用（第一条関係）

特定原子力施設として指定された東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設については、実
施計画の認可があつた場合には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法
」という。）の規定の一部を除き、法の規定を適用すること。

第二 独立行政法人原子力安全基盤機構への事務の委託（第二条関係）

法第六十四条の三第七項の検査に関する事務の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせるも
のとすること。

第三 施行期日（附則関係）

この政令は、公布の日から施行すること。